

令和5年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第5日目（令和5年3月17日）

（午前 9時57分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は6名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、2番山崎瑞紀さん、4番下山則義さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、条例・予算等審査特別委員会委員長より報告1件、議会運営委員会委員長より議案1件、能登議員ほかからの意見書案6件であります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は、6名の出席であります。

本日欠席されますのは、山川議員であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

市 政 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 市政報告であります。

一般行政について報告を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

おはようございます。

件名、空き家の緊急対応工事についてでございます。

令和5年3月4日午後、歌神32番地1に所在する空き家について、道道に面する家屋の南側が雪の影響で傾いているとの情報を受けたことから、直ちに担当者が現地確認の上、経過観察を行いました。3月6日には再度現地確認を行い、安全対策を強化、歩行者への注意喚起のため、セーフティコーン、危険立ち入り禁止テープ及びマーカーライトを設置し、経過観察を継続したところであります。さらに3月8日に傾きが進行していることが確認され、歩行者等に影響を与える懸念があると判断したことから、翌3月9日に重機を入れるため、危険箇所の除去を最優先として準備し、同時に家屋所有者の相続人に連絡して現況を伝えようとしたのですが、電話はつながらない状況でありました。

さらなる倒壊への危険性が見込まれたことから、このまま放置することは、歩行者及び通行車両への被害が予想されるため、速やかにかつ緊急的に危険除去等を実施する必要があると判断したところであります。

このため、3月9日に緊急対応工事として目安としていた危険箇所のみ除去しましたが、これにより残置部分が不安定となったことから、基礎以外の上屋部分全体も解体したところであり、倒壊の問題は解消されましたが、解体物は現地に残置したままの状態でありますことから、飛散防止のネットをかけ、3月14日に作業を終了したところでございます。

以上、歌神地区の空き家の緊急対応工事について御報告しました。

なお、相続人に対しましては、3月9日付で文書での告知を行っておりますが、今後は他の相続人への対応を含め必要な事務手続を進めることとし、その経過につきましては、適宜議会に報告してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私から3点ほど質疑をお願いいたします。

まず1点目であります。歌神の空き家というふうに認識いたしますが、この空き家は特定空き家に指定されているのかどうかをお伺いいたします。

2点目であります。この歌神の空き家のこのたびの対応は、解体に当たっては事務処理、事務管理なのか、あるいは代執行なのか、それについても改めてお伺いさせていただきたいと思っております。

次に歌神の空き家、その予算、その対応はどのような措置で行ったのかをお伺いいたします。

以上、3点でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） まず1点目の特定空き家か否かということにおいては、特定空き家ではございません。

2点目の事務管理に基づく代執行なのかということにおいては、代執行ではなく、予算である事務管理で対応したところでございます。

なお、3番目の予算対応ということにおいては、2番と連動しておりますので、割愛させていただきます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） すみません。二つほど聞きたいと思います。

委員会の中でちょっと説明をされたのですけれども、もう1回ちょっと聞いておきたいのですけれども、予算流用ということで、これどういうふうな形の費用になっているのかもう1回ちょっと聞きたいと思います。

あと、災害云々ということで話を以前されたのですけれども、その辺どういった形の法に基づいてやったのかちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） まず1点目のどのような費用かということにおいては、空き家に基づく当初予算の範囲内で収まる見込みが立ちましたので、その予算の中で対応させていただきたいということでございます。

2番目については、法律でございますけれども、災害対策基本法に基づく対応を取ったところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 当初予算の中で行えたということなのですが、これ、ほかにかかる金額これから出てくるとか、そういうのは考えられてないのか聞いておきたいと思います。

また、この法律上の問題では、全てクリアできているのかどうなのか、もう1回ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） この後のほかの費用はということにおいては、現状当然分かりませんが、今のところ、今月残りあと数週間ですけれども、ないと認識しているところでございます。

2番目の全ての法律をクリアしているかということにおいては、残置しております有価物等々においての対応が残っていることになりまして、これらにおいては、顧問弁護士含めて、今後ほかの相続人も含めてですけれども、対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、市政報告を終わります。

報 告 第 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第2号議案第4号歌志内市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、議案第5号歌志内市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、議案第6号歌志内市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号歌志内市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号歌志内市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号歌志内市高等学校等就学支援金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号歌志内市立病院条例及び歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第

18号令和5年度歌志内市一般会計予算、議案第19号令和5年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第20号令和5年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号令和5年度歌志内市病院事業会計予算、議案第22号令和5年度歌志内市下水道事業会計予算、以上、令和5年3月9日、条例・予算等審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

条例・予算等審査特別委員会委員長、本田加津子さん。

○条例・予算等審査特別委員会委員長（本田加津子君） ー登壇ー

報告第2号条例・予算等審査特別委員会審査報告書。

当委員会に休会中の審査として付託を受けた事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第4号歌志内市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

議案第5号歌志内市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について。

議案第6号歌志内市課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第7号歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第8号歌志内市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第9号歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第10号歌志内市高等学校等就学支援金条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第11号歌志内市立病院条例及び歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第18号令和5年度歌志内市一般会計予算。

議案第19号令和5年度歌志内市国民健康保険特別会計予算。

議案第20号令和5年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算。

議案第21号令和5年度歌志内市病院事業会計予算。

議案第22号令和5年度歌志内市下水道事業会計予算。

（令和5年3月9日付託）

2、審査の経過。

3月15日、16日の2日間、本特別委員会を開催し、慎重に審査した。

3、審査の結果。

いずれも、原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより、条例・予算等審査特別委員長報告のうち、議案第4号歌志内市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案第4号歌志内市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

今回の条例制定については、現行の歌志内市個人情報保護条例を廃止し、国が定めた全国共通のルールにより個人情報を管理するもので、個人情報保護の後退が危惧されるところであります。

また、本市では、匿名加工情報の利用は行わないとしていますが、特別措置後に国から匿名加工情報を行ってない自治体への強制が求められるおそれも払拭できません。今回のように、各自治体が定める条例を国が強制的にリセットさせ、国でつくった条例を従わせるということは、地方自治の侵害であり、到底許せるものではなく、個人情報漏えいについて大きな危険性をはらんでいる今回の条例には賛成しかねますので、反対といたします。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

山崎瑞紀さん。

○2番（山崎瑞紀君） 私は、議案第4号に対し、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、国のガイドラインなどに基づく地方公共団体による個人情報保護制度の的確な運用を確保するため、共通的、全国的な共通ルールが法律で規定されたことに伴い、本市が条例で規定すべき事項を定めるものであります。

また、本議案については、改正後の個人情報の保護に関する法律を本市が運用していくに当たり、市独自の部分について定めるものであり、今後、この法律の規定を執行していくためにも欠かせない条例であることから、この条例を制定すべきと考え、本議案に賛成いたします。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第4号について、起立により採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件について、委員長の報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

これより、条例・予算等審査特別委員長報告のうち、議案第5号歌志内市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案第5号歌志内市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

今回の条例制定については、利便性の向上が強調される一方で、利用できる市民とできない市民との差が拡大されるおそれがあります。

また、マイナンバーカードの有無により、サービス格差の拡大もはらんでいるため、問題と考えます。

このように、一部の利便性向上の一方で、問題点がまだまだ多い本条例については賛成しかねますので、反対といたします。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

山崎瑞紀さん。

○2番（山崎瑞紀君） 私は、議案第5号に対し、賛成の立場で討論いたします。

本議案については、行政手続を従来の書面等による手続に加えて、インターネットを利用したオンラインによる申請等を可能とするために条例を制定するものであり、情報システムの整備に当たっては、法律の趣旨にのっとり、安全性や信頼性を確保する規定が設けられていることや、国が行う行政手続は既に法整備されているため、国と同様に行政手続をオンライン化することにより、市民の利便性向上や行政運営の効率化が図られるものと考え、本議案に賛成いたします。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第5号について、起立により採決いたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件について、委員長の報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

これより、条例・予算等審査特別委員長報告のうち、議案第6号歌志内市課設置条例の一部を改正する条例の制定については、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案第6号歌志内市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

今回の組織の見直しは、活性化に必要不可欠なのは、一定の理解はいたします。しかし、今年の小規模な見直しに加え、来年度にも見直しを実施する旨の説明がありました。急がなくても来年度に向けて取り組めば、より一層よりよい見直しができると感じます。

また、今年は統一地方選挙が4月に実施されます。多くの自治体が統一地方選挙のある年の人事異動は、退職補充者以外は行わないところが多いと聞きます。今回の組織の見直しは、保健福祉課を2課に分けるだけであり、大きく職員の数の変更もないものであります。何より現状の保健福祉課に対する福祉サービスへの苦情なども特にない中で行われることは、早急に見直しを要する議案ではないと思われます。今後も継続した住民サービスを行う上で、周知期間の短さや事務分掌の変更から来る住民サービスの低下、統一地方選挙に従事する多くの職員の負担軽減と課の編成の異動に係る費用負担を来年度一度にすることで、様々な軽減が図れると考えます。何より課の編成を行う上で行政が考えなくてはならないことは、市長の信条でもある、市民が主役のまちづくりであると思います。編成によって市民サービスの低下にならない

こと、市民に対して何が一番ベストな編成なのか、そして各職員一同がそれぞれの役割をきちんと認識し、庁内一丸となって市民サービスの向上を行うことだと思います。この観点からも、現在の状況として4月からの課設置機構変更は、本当にベストなものなのか疑問が残ります。ですので、今回の条例改正には、残念ながら反対したいと思います。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

山崎瑞紀さん。

○2番（山崎瑞紀君） 私は、議案第6号に対し、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、現在の保健福祉課を行政課題に対応するよう、福祉事業課と保健介護課の2課に分け、住民に対しよりよい行政サービスを効果的に提供しようとするものであり、住民サービスの向上につながるものと考え、本議案に賛成いたします。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第6号について、起立により採決いたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件について、委員長の報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

これより、条例・予算等審査特別委員長報告のうち、議案第18号令和5年度歌志内市一般会計予算については、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案第18号令和5年度歌志内市一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

令和5年度に当たっては、限られた財源で新規事業や事業拡充が盛り込まれた大いに理解できる内容となっております。その中でも新規事業の児童生徒スキー用具レンタル助成、新7年生のトレーニングウェアの支給、また事業拡充としては、高等学校等就学支援費の増額など、大変評価ができるものがあるものと思っております。

しかし、ここに討論の場をいただいた理由の一つ目として、住民の移動手段、足の確保問題であります。これは、私たち議員がダ・マルシェオープンとともに大きな関心事、問題点として訴えてきたものであります。しかし、この問題点がダ・マルシェオープンと同時に解決されていないと判断せざるを得ない状況だと感じております。

二つ目は、国が強引に進める行政の情報デジタルフォーメーションに係る内容が盛り込まれているのも問題と考えております。この件に関しては、さきの条例制定時に反対討論でした内容でありますので多くは語りませんが、やはり市民の個人情報漏えいする危険性があると考えております。

三つ目として、課の設置条例に関する予算が入っていることであります。この件も先ほど同様、反対討論の内容でお話ししたとおり、住民サービスの低下や職員間の負担軽減と連携、費

用に直結する大事な内容と考えます。

そして最後に、ジェンダー問題についてであります。昨年同様、市政執行方針にこの文言がなかったことは、世界的・国内的情勢から見ても、非常に残念だと感じます。一般質問の答弁であった、否定するものではないということであるならば、積極的にジェンダー問題について発信すべきだと思います。

このようなことから、今回の令和5年度一般会計予算については、やむを得ず反対とさせていただきます。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

山崎瑞紀さん。

○2番（山崎瑞紀君） 私は、議案第18号に対し、賛成の立場で討論いたします。

令和5年度の一般会計予算については、移住定住を促進するための子育て世帯等移住応援助成金や子育て中の女性を対象とした専門職資格取得支援補助金の創設、企業の設備整備や改修、創業に対する補助制度の継続、子供や高齢者を対象とした予防接種や医療費の無料化、高等学校等就学支援金の増額など、歌志内市総合計画の基本理念である「みんなでつくる笑顔あふれるまちの実現」に向け、各種事業を着実に取り組んでいくために、限られた財源を効率的、効果的に活用した予算であると考えますので、本議案に賛成いたします。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第18号について、起立により採決いたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件について、委員長の報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

これより、条例・予算等審査特別委員長報告のうち、議案第7号歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号歌志内市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号歌志内市高等学校等就学支援金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号歌志内市立病院条例及び歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号令和5年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第20号令和5年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号令和5年度歌志内市病院事業会計予算、議案第22号令和5年度歌志内市下水道事業会計予算までの9件については、質疑及び討論を省略し、直ちに一括採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに一括採決することに決しました。

これより、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の9件について、一括採決をいたします。

この本件に対する条例・予算等審査特別委員長の報告は、いずれも可決すべきものであります。

本件は、条例・予算等審査特別委員長の報告のとおり、可決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の9件は、いずれも条例・予算等審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議 案 第 2 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 委員会提出議案第23号歌志内市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、本田加津子さん。

○議会運営委員会委員長（本田加津子君） ー登壇ー

委員会提出議案第23号歌志内市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、議会において保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる必要があることから、この条例を制定しようとするものです。

以上でございますので、御賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、委員会提出議案第23号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第23号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第1号から意見書案第2号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 意見書案1号から、日程第7 意見書案第2号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ー登壇ー

意見書案第1号新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書（案）、意見書案第2号認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書（案）。

以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

新型コロナウイルス感染症の後遺症
の方々の日常を守る取り組みの強化
を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えている。実際に、倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多いとされている。

後遺症は社会生活上、非常に影響が大きく、例えば、子どもの場合は自分から症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもある。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナへの向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は大変に重要な課題である。

よって政府に対して、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々に寄り添い、一人一人の日常を守るために、以下の事項について積極的な取り組みを求める。

記。

1. 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群(ME／CFS)との関連も含めた、実態調査を推進すること。

2. 一部医療機関で実施されている、Bスポット療法(EAT・上咽頭擦過療法)等の検証を進めるとともに、療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。

3. 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年3月17日

北海道歌志内市議会

提出先

厚生労働大臣、財務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

認知症の人も家族も安心な社会の構築
を求める意見書(案)

日本における認知症の人の数は推計値で約600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後とも増加が見込まれており、将来を見据えての備えの拡充が求められている。

今日、認知症の方への介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積や、認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られる。

また、地域や家庭においては、家族をはじめ周囲の人々の正しい知識と理解のもと、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められている。

よって国において、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のために、また認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、以下の事項について特段の取り組みを求める。
記。

1. 認知症の人に初期の段階から、家族や周囲の人々が、適切に対応するための、認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。

2. 認知症の重症化抑制や認知機能の維持のための、当事者や家族との連携を重視しながらの、薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。

3. 認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。

4. 認知症のリスク低減につながる、生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする、知識や情報を提供する体制を整備すること。

5. 認知症に対する施策を、国と地域が一体となって、総合的かつ総体的に推進するための、「(仮称)認知症基本法」を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年3月17日

北海道歌志内市議会

提 出 先

衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣

○議長(川野敏夫君) 意見書案第1号新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書(案)については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第1号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第2号認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書(案)については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第2号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第3号から意見書案第5号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 意見書案第3号から、日程第10 意見書案第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） —登壇—

意見書案第3号国立病院の機能強化を求める意見書（案）、意見書案第4号LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書（案）、意見書案第5号岸田政権が進める「防衛費拡大・大增税」に反対する意見書（案）。

以上3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

国立病院の機能強化を求める意見書

（案）

戦後最悪といえる新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」と表記）の感染拡大によって、感染症対策のみならず、日本の医療体制のぜい弱さが浮き彫りとなりました。新型コロナに感染しても、受け入れる病院・病床・スタッフの不足等、医療体制のひっ迫した状態が続き、療養施設や自宅待機を余儀なくされ、医療が必要にもかかわらず入院できぬまま亡くなるという痛ましい事例も発生しました。まさに、「医療崩壊」の危機に直面する事態となりました。

国民の命と健康を守るのは国の責務です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下、「国立病院」と表記）が新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たせるよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させることに繋がります。

また、新型コロナ蔓延時においては、国立病院では新型コロナ病床の増床、全国規模で感染拡大地域へ医療従事者を派遣する等、政府の要請に応え奮闘してきました。しかし、人員不足の中、派遣元の病院では、患者に十分なケアができない等の問題も起きています。

国立病院を機能強化し、憲法25条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう以下の事項を強く要望するものです。

記。

1. 国民の命を守るセーフティネットとしての役割を果たし、地域医療の充実をはかるため、国立病院を機能強化すること。

2. 全国ネットワークをいかに、国立病院が新興感染症や災害医療対策において十分な役割を発揮できるよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年3月17日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

LGBTQに関する差別を解消し、
人権を守る法整備を求める意見書
(案)

性的指向、性自認を理由に、個人が不当な扱いをされたり、不利益を被るようなことは決してあってはなりません。2021年3月に札幌地方裁判所において、「同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府の裁量権の範囲を超えたものであって、その限度で憲法14条1項に違反する」との判決が出され、性的少数者のカップルを自治体が認める「パートナーシップ制度」を導入した自治体は、255自治体(2023年1月時点)にのぼっています。

同時に、多様な性のあり方への無理解や偏見に苦しむ当事者は少なくありません。

昨年、閣議決定された「自殺総合対策大綱」においても、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する」とされています。今年G7サミット(主要国首脳会議)が日本で開催されますが、「LGBT差別禁止」や「同性カップルの法的保障」がないのはG7各国では日本だけとなっています。

よって、国に対し、性的指向や性自認に関する差別的取り扱いを禁止し、人権を守る法整備を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年3月17日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

岸田政権が進める「防衛費拡大・大
増税」に反対する意見書(案)

政府は国会で審議することもなく、昨年12月に戦後日本の安全保障政策を大転換させる「安全保障3文書」(国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)を閣議決定し、「敵基地攻撃能力(反撃能力)」の保有と5年間で43兆円という未曾有の「防衛費拡大」を進めようとしています。

「敵基地攻撃能力」の保有は、日本が武力攻撃を受けていなくても米軍を支援するために相手国領内の敵基地の攻撃を可能にするものであり、歴代政権が掲げてきた他国に攻撃的な脅威を与える兵器を持つことは憲法の趣旨ではないという立場や、「専守防衛」という原則すら完全に投げ捨てるものであります。

また、「安全保障3文書」はGDP(国内総生産)比2%以上の「防衛費」を掲げており、

財源を確保するために、増税や暮らしの予算の流用・削減などが進められようとしています。実現すれば、日本は米国、中国に次ぐ世界3位の「兵器大国」ということになります。

各界各層から批判の声が上がっており、自民党総裁経験者が岸田政権の安保政策の大転換は「あり得ない」と厳しく批判し、政治や外交の努力の必要性を語り、「戦わないために何をするか」考えるべきと強調しています。

物価高騰などで暮らしと営業が大変なときに兵器購入費拡大のための増税への怒りが急速に広がっているなかで、『読売』世論調査（1月16日）は、「防衛費」43兆円使うことに反対49%、賛成43%と昨年の調査から賛否が逆転しました。

とくに、財源を増税で賄うことに反対は63%で、『NHK』世論調査（1月10日）でも、防衛費・兵器購入費増額の財源確保のため増税することに、「反対」が61%で「賛成」の28%を大きく上回っています。

よって、国においては、軍事的な緊張を高めるとともに、国民の暮らしを壊す「防衛費拡大・大增税」の方針を転換し、憲法9条を生かした平和外交に徹することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年3月17日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、財務大臣、総務大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第3号国立病院の機能強化を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第3号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第4号「LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書（案）」については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第4号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第5号岸田政権が進める「防衛費拡大・大增税」に反対する意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第5号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第6号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 意見書案第6号普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） —登壇—

意見書案第6号普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

普天間基地周辺の子どもたちを取り
巻く空・水・土の安全の保障を求め
る意見書（案）

沖縄県において、米軍機による落下物事故及び低空飛行・騒音の被害が生じていることは周知の事実である。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響が大きい。そこでは市民の生命や安全が脅かされ、学童・園児の学びに影響が出ているという現実がある。

日本国憲法前文には、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民と協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とある。

しかしながら、沖縄・宜野湾市においては、2004年8月の沖縄国際大学構内への米軍ヘリ墜落事故、2017年12月に緑ヶ丘保育園にて米軍機のものと思われる部品が落下した事故、同年12月の普天間第二小校庭への米軍機窓枠落下事故、2021年11月の米軍機から落下した水筒が民家の玄関先で見つかった事故などが相次いで生じている。

また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物PFASが検出されている。さら

に、2022年8月の市民グループによる調査では普天間第二小の土壌から最大で米国基準値29倍のPFASが検出された。これは、「わが国全土にわたって」保障されるはずの自由と平等がないがしろにされている状況であると言わざるを得ない。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意している。この場周経路を遵守し、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきである。また、水や土の汚染についても早急に対応すべきである。

よって、歌志内市議会は下記のことを強く要請する。

記。

①学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止

②日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所土壌の入れ替えを行うこと

③普天間の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全を保障すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年3月17日

北海道歌志内市議会

提 出 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、環境大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第6号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申出について

○議長（川野敏夫君） 日程第12 閉会中の継続審査の申出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和5年歌志内市議会第1回定例会を閉会いたします。

（午前10時44分 閉会）

市 長 挨拶

○議長（川野敏夫君） 本定例会は、任期満了に伴う最後の定例会であります。

ここで、市長より御挨拶を受けたいと思います。柴田市長、よろしくお願いいたします。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

皆様には、現在の任期における最後の定例議会となりますことから、閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し述べさせていただきます。

初めに、本定例会におきましては、御提案させていただきました新年度予算をはじめ、関係議案につきまして御審議、議決を賜りましたことを心より感謝申し上げます。

さて、本市におきましては、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標を達成するべく、また市民が主役のまちづくり、だれもが住みたいまち、次世代に誇れるまちの実現に向け、総合計画に基づき各種事業に取り組んでいるところでございます。

まちづくりの課題であります人口減少や移住定住対策を推進する上で最も取り組まなければならなかった買い物の利便性の確保については、市民並びに市議会の皆様の御理解、御協力によりまして、公設民営スーパーとして来月のオープンを予定する運びとなりました。市民の皆様がより身近なところで生活に必要な買い物ができることで、地域が、そしてまち全体が活性化することに多いに期待しているところでございます。

本市の少子高齢化の進展は避けられないものであり、人口減少、さらには景気や雇用の回復など、多くの課題も山積しておりますが、市民の皆様の日常生活の安定を第一に今後の歌志内市のまちづくりを一步ずつ計画的に推進していくことが重要と考えております。

統一選挙の日も近づいてきており、慌ただしい日が続いていることと思いますが、皆様には引き続きそれぞれの立場で歌志内の振興発展のために御指導、お力添えを賜りますようお願いを申し上げますとともに、これまでの市政に対します皆様の御理解、そして御協力に対しまして、重ねて感謝を申し上げまして、お礼の御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） ありがとうございました。

それでは、これで終了いたします。

大変御苦労さまでした。

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 下 山 則 義